

利用者負担額・副食費・主食費 月額一覧表

【教育標準時間認定（1号）】

【保育認定（2・3号）】

階層区分	児童区分	3歳以上			
		教育標準時間			
		利用者負担額	副食費(※2)	主食費(※3)	
1	生活保護世帯等	—	0円	免除	実費
2	市町村民税非課税世帯	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
3	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)	0円	免除	実費
4	市町村民税所得割課税額211,201円未満	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費
		ひとり親世帯等(※4)	0円	実費	実費
5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費

階層区分定義	児童区分	3歳以上			3歳未満(※1)			
		標準時間・短時間			標準時間	短時間		
		利用者負担額	副食費(※2)	主食費(※3)	利用者負担額	利用者負担額		
1	生活保護世帯等	—	0円	免除	実費	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	第1子	0円	免除	実費	0円	0円	
		第2子	0円	免除	実費	0円	0円	
		ひとり親世帯等(※4)	0円	免除	実費	0円	0円	
3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	第1子	0円	免除	実費	14,000円	13,000円	
		第2子	0円	免除	実費	7,000円	6,500円	
		ひとり親世帯等(※4)	第1子	0円	免除	実費	5,000円	5,000円
			第2子	0円	免除	実費	0円	0円
		4a	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第1子	0円	実費(※5)	実費	24,000円
第2子	0円			実費(※5)	実費	12,000円	11,500円	
ひとり親世帯等(※4)	第1子			0円	免除	実費	5,000円	5,000円
	第2子			0円	免除	実費	0円	0円
4b	市町村民税所得割課税額97,000円未満	第1子	0円	実費	実費	24,000円	23,000円	
		第2子	0円	実費	実費	12,000円	11,500円	
5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	0円	実費	実費	32,000円	31,000円	
		第2子	0円	実費	実費	16,000円	15,500円	
6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	0円	実費	実費	35,000円	34,000円	
		第2子	0円	実費	実費	17,500円	17,000円	
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	0円	実費	実費	38,000円	37,000円	
		第2子	0円	実費	実費	19,000円	18,500円	
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	0円	実費	実費	41,000円	40,000円	
		第2子	0円	実費	実費	20,500円	20,000円	

※1) 3歳未満の利用者負担額（保育料）には副食費及び主食費が含まれています。

※2) 「副食費」とは、おかず・おやつに係る費用のことをいいます。

※3) 「主食費」とは、ごはん・めん類に係る費用のことをいいます。

※4) 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

※5) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、副食費が免除となります。

利用者負担額の算定について

- ① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母の収入が一定基準額に満たない場合で、祖父母と同居しているときは、祖父母どちらか収入が高い方の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除（調整控除を除く。）を控除する前の金額になります。
- ③ 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。
・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料 ・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料
- ④ 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもが第1子（全額）、2人目の子どもが第2子（半額）、3人目以降は0円となります。
- ⑤ ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- ⑥ 年齢の計算は4月1日を基準日とします。年度中は基準日における年齢に応じた利用者負担額を適用します。
- ⑦ 「第2子以降保育料等免除事業」について
町では、おおむね18歳未満の児童を2人以上または3人以上育てている世帯に対し、第2子以降の保育料、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要となります。
※18歳を超えていても、保護者が扶養している大学生等については22歳まで、障がい者手帳をお持ちの方は20歳までそれぞれ第1子として数えます。
※継続して入園している場合、対象児童のきょうだいの卒業や就職により児童の数が変わり、対象外となる場合があります。
※本事業の副食費の免除額は、町が定めた額を上限としています。